

春日部市環境保全に関する指導要綱

春 日 部 市

春日部市環境保全に関する指導要綱

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 駐車場におけるアイドリングストップの実施（第4条）
- 第3章 公害等の未然防止
 - 第1節 大気汚染の防止（第5条・第6条）
 - 第2節 水質汚濁の防止（第7条—第9条）
 - 第3節 騒音及び振動の防止（第10条—第13条）
 - 第4節 悪臭の防止（第14条）
 - 第5節 地盤沈下の防止（第15条）
 - 第6節 灯油等の流出及び浸透の防止（第16条）
 - 第7節 石綿被害の防止（第17条）
- 第4章 電波障害の防止（第18条—第26条）
- 第5章 雑則（第27条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、市民の生活環境の悪化を防止するため、事業者が行う事業活動に関し必要な事項を定めるとともに、市民が生活する上で配慮すべき事項を定めることにより、市民の健康を保護し、もって生活環境を保全することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 自らの事業活動に係る建築物を建築しようとする者若しくは当該事業活動に係る作業を実施する者、営利を目的として事業を営む者又は公益事業等を営む者をいう。
- (2) 事業活動 第3条第1項各号に掲げる事業、営業又は作業をいう。
- (3) 公害 春日部市環境基本条例（平成19年条例第2号）第2条第3号に規定する公害をいう。
- (4) 音響機器 カラオケ装置、ステレオセットその他の音響機器、拡声装置、録音・再生装置（カラオケ装置を除く。）、有線ラジオ放送装置（受信装置に限る。）及び楽器を

いう。

- (5) 飲食店営業 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に掲げる飲食店のうち、設備を設けて客を飲食させる飲食店において行う営業をいう。
- (6) 小売店営業 店舗面積（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第1項に規定する店舗面積をいう。）が500平方メートル以上の店舗において行う小売店の営業をいう。
- (7) 公衆浴場営業 公衆浴場法施行条例（平成20年埼玉県条例第19号）第2条に掲げる一般公衆浴場において行う営業をいう。
- (8) 屋外保管場 廃棄物、原材料、土石又は鉱物を保管するために屋外に設けられた場所のうち、面積が150平方メートル以上のものをいう。
- (9) 駐車場 駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第4号に規定する自動車の収容能力が20台以上又は駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上の駐車場をいう。
- (10) トラックターミナル 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第6項に規定するトラックターミナルをいう。
- (11) 土木建設作業 杭工事、地盤改良工事、根切り工事、シールド工事及びアンカー工事をいう。
- (12) 建造物等 高さが10メートルを超える建造物及びテレビ電波障害の原因となる工作物をいう。
- (13) 電波障害 建造物等の影響により、テレビの電波の受信に障害が生じることをいう。
- (14) 電波障害関係者 建造物等の影響により、電波障害を受けると予測される地域の住民等をいう。

（事前協議）

第3条 事業者は、次に掲げる事業活動に係る建築物を建築しようとするとき又は当該事業活動を実施しようとするときは、当該事業活動に係る建築物を建築する前又は当該事業活動を実施する前に、あらかじめ市長と協議し、環境保全に係る指導を受けるものとする。

- (1) 工場又は事業場（第2号から第19号までの事業活動に係る事業場を除く。）
- (2) 共同住宅
- (3) ガソリンスタンド
- (4) 旅館業
- (5) 畜産業
- (6) 病院

- (7) 飲食店営業
- (8) 喫茶店営業
- (9) ボウリング場営業
- (10) バッティングセンター営業
- (11) ゴルフ練習場営業
- (12) 小売店営業
- (13) 公衆浴場営業
- (14) 屋外保管場
- (15) 駐車場
- (16) トラックターミナル
- (17) 倉庫
- (18) 土木建設作業
- (19) その他市長が必要と認める事業活動

2 事業者は、市長が必要と認める事業活動については、環境保全に係る協定を締結するものとする。

第2章 駐車場におけるアイドリングストップの実施

(駐車場の利用者への周知)

第4条 埼玉県生活環境保全条例（平成13年埼玉県条例第57号。以下「県保全条例」という。）第41条の規定により、駐車場の設置者及び管理者が駐車場を利用する者に対して行うアイドリングストップの周知の方法は、別表に定めるところによるものとする。

第3章 公害等の未然防止

第1節 大気汚染の防止

(粉じんの発生防止)

第5条 屋外保管場の設置者及び管理者は、粉じんの発生を防止するため、原材料、土石又は鉱物をたい積する場合は、次の各号のいずれかに該当する防止策を実施すること。

- (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建物内に設置されていること。
- (2) 散水設備によって散水が行われていること。
- (3) 防じんカバーで覆われていること。
- (4) 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。
- (5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(日常生活における野外焼却)

第6条 市民は、ダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第

105号)第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。)等による人の健康又は生活環境への支障を防止するため、日常生活において廃棄物を焼却しないよう努めなければならない。

第2節 水質汚濁の防止

(工場又は事業場における排水)

第7条 事業者のうち、当該事業活動に伴う汚水を公共用水域に排出するものは、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)及び県保全条例で定める基準を遵守するものとする。

(土木建設作業による水質の汚濁)

第8条 土木建設作業を行う事業者は、県保全条例の規定に基づき、当該作業に伴い公共用水域に排出する水質の基準を遵守するものとする。

(水質異常等)

第9条 市民は、河川の水質異常(魚類が大量に浮上又はへい死している状態、重油等が流出している状態等をいう。以下同じ。)を発見したときは、直ちに市に報告するものとする。

2 事業者は、水質異常事故を起こしたときは直ちに市に通報するとともに、速やかに対策を講じなければならない。

3 事業者は、水質異常事故を起こした場合において、速やかに対策を講じられるようあらかじめ緊急時の体制及び対策を決定しておくものとする。

4 事業者は、当該事業活動に係る排水を公共用水域に排出する場合、最終放流口を1箇所とし、かつ、容易に採水できる場所に設置するものとする。

第3節 騒音及び振動の防止

(工場又は事業場における騒音及び振動)

第10条 第3条第1項第1号から第13号まで及び第19号の事業活動に係る事業者は、当該事業活動について、騒音規制法(昭和43年法律第98号)、振動規制法(昭和51年法律第64号)及び県保全条例で定める基準を遵守するものとする。

(作業場等における騒音及び振動)

第11条 第3条第1項第14号から第16号までの事業活動に係る事業者は、前条で定める基準を遵守するものとする。

2 前項の事業者は、当該事業活動を実施する前に、当該作業場等の近隣の住民に対し、当該作業等について説明するものとする。この場合において、騒音又は振動に係る被害の発生が予測されるときは、事前に調査を実施し、及び当該被害に係る住民と十分に協議するものとする。

(深夜営業騒音)

第12条 第3条第1項第7号から第13号までの事業に係る事業者のうち、夜間（午後10時から翌日の午前6時までの時間をいう。）において営業を行うものは、県保全条例で定める基準を遵守するものとする。

(近隣騒音等)

第13条 市民は、日常生活を行う上において、近隣の住民に不快な音又は常識を超えた騒音若しくは振動を発生させないよう努めるものとする。

第4節 悪臭の防止

第14条 市民は、臭気の種類にかかわらず、多数の人が不快を感じる臭気（以下「悪臭」という。）の発生を防ぐよう努めるものとする。

2 有機溶剤等若しくは有機化合物の製造又は有機化合物を使用する作業を行う者は、物質を外部に拡散させないよう、その種類及び量に最も適した方法により対策を講ずるものとする。

3 畜産業を営む事業者は、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）で定める事項を遵守するものとする。

4 農地を使用する者は、当該農地が住居に隣接している場合において、堆肥又はふん尿を施すときは、速やかに覆土するものとする。

5 魚類又は青果物等の生鮮食料品の加工、販売等を行う者は、当該業務に伴う悪臭の発生を防ぐための必要な措置を講ずるものとする。

第5節 地盤沈下の防止

第15条 事業者は、当該事業に伴い、地下水の採取を行わないものとする。ただし、既に採取を行っているときは、使用の合理化及び水道水への転換を図るものとする。

第6節 灯油等の流出及び浸透の防止

第16条 消防法（昭和23年法律第186号）に規定する数量以上の油類の貯蔵等を行う工場若しくは事業場を設置している者又は設置しようとしている者は、油類の流出及び浸透の防止に努めるものとする。

第7節 石綿被害の防止

第17条 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に規定する石綿（アスベスト）の除去工事を行う際は、近隣住民に実施計画を周知し、石綿の除去工事に係る事前周知報告書（様式第1号）を除去工事の実施日までに市長に報告するものとする。

第4章 電波障害の防止

(予測調査及び事前協議)

第18条 建造物等を建築しようとする者（以下「建築主」という。）は、当該建造物に係る電波障害に関し、事前に電波障害専門業者（一般社団法人日本CATV技術協会が認定するCATV総合監理技術者若しくは第1級CATV技術者又はCATVエキスパート（受信調査）の資格を有する業者等をいう。）による予測調査を行うとともに、当該調査に基づき、テレビ電波障害防止対策計画書（様式第2号。以下「計画書」という。）を作成し、その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出するものとする。

2 建築主は、前項の予測調査を行う場合において、当該調査が複数の建造物等に関係する場合その他複雑な調査となる場合にあつては、必要に応じ経験及び技術的な能力を有する機関（埼玉県電波障害防止協議会等をいう。）の指導及び協力を求めるものとする。

3 建築主は、計画書に係る計画を立てる場合にあつては、当該電波障害に係る防止対策（以下「障害防止対策」という。）について、電波障害関係者に対し十分に説明を行い、及び当該電波障害関係者と協議するものとする。

4 第1項の計画書は、市長に開発行為等承認申請書、建築に係る確認申請書、計画通知書等を提出する前に市長に提出するものとする。

(障害防止対策の実施)

第19条 建築主は、前条の事前協議の終了後、建造物等の建設工事の途中において、新たに電波障害を防止するための対策が必要となったときは、市長及び電波障害関係者と協議し、速やかに障害防止対策を講ずるものとする。

(障害防止対策の方法)

第20条 障害防止対策は、共同受信方式等によるものとする。

(障害防止対策に係る費用負担)

第21条 障害防止対策に係る施設（以下「障害防止対策施設」という。）の設置に係る費用は、建築主が負担するものとする。

(複数の建造物等による障害防止対策)

第22条 建築主は、第18条第1項の予測調査の結果により、複数の建造物等の建築に伴い電波障害が発生すると予測されるときは、他の建造物等の建築主と相互に連絡及び協議し、障害防止対策を講ずるものとする。

(維持管理及び費用負担)

第23条 障害防止対策施設のうち、共同受信方式による施設（以下「共同受信施設」という。）の維持管理は、建築主が行うものとする。ただし、個別のアンテナ施設の維持管理

は、受信者が行うものとする。

- 2 共同受信施設の維持管理に係る費用は、原則として建築主（分譲マンションの場合にあつては、建築主の責任により関係者と協議して決定した者）が負担するものとする。ただし、家屋の軒先に設置される保安器の出力端子からテレビ受信機までの屋内配線部分の維持管理に係る費用は、受信者の負担とする。
- 3 前2項の規定は、障害防止対策施設の維持管理又は費用の負担を行う者について、建築主及び電波障害関係者が協議のうえ決定する場合は、適用しない。

（障害防止対策区域における建造物等の建築）

第24条 障害防止対策を実施した区域（以下「障害防止対策区域」という。）において、新たに電波障害を発生させる建造物等を建築する建築主が、障害防止対策を実施するとき、当該建築主は、当該建造物等に起因して発生した新たな電波障害（複合障害等を含む。）に係る障害防止対策について、その費用の全額を負担するものとする。この場合において、障害防止対策施設の利用及び維持管理に係る費用の負担については、当該建築主が、当該共同受信施設の設置者又は共同受信施設に係る管理組合と協議して決定するものとする。

（後住者対策）

第25条 共同受信施設が設置されたのち、当該障害防止対策区域の中において、新たに家屋等の建築を開始した者（以下「後住者」という。）は、当該共同受信施設の利用を希望するときは、その施設を利用することができる。ただし、当該共同受信施設の利用に要する費用等は、後住者が負担するものとする。

（電波障害関係者の協力）

第26条 電波障害関係者は、障害防止対策を円滑に推進するため、アンテナの設置、ケーブルの通線、私有地内の支柱の設置等について積極的に協力するものとする。

第5章 雑則

（その他）

第27条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、市長決裁のあった日から施行する。
（春日部市環境保全に関する指導要綱の廃止）
- 2 春日部市環境保全に関する指導要綱（平成21年4月1日制定）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に、春日部市環境保全に関する指導要綱（平成21年春日部市告示第1001号）の規定によりなされた環境保全に係る協議、指導その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた協議、指導その他の行為とみなす。
- 4 第18条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、当該各号に定める期間、同項の予備調査を行うことができる。
 - (1) 社団法人日本CATV技術協会が認定した第1級有線テレビジョン放送技術者の資格を有する者 施行日から平成28年3月末日まで
 - (2) 社団法人日本CATV技術協会が認定した第2級有線テレビジョン放送技術者の資格を有する者 施行日から平成28年9月末日まで

別表（第4条関係）

看板等によるアイドリングストップの周知方法

1 看板の掲示位置

利用者に認識されやすい場所（入口付近、壁、場内の柱等）に掲示すること。

2 掲示枚数

収容台数を考慮して1～数枚（20台当たり1枚程度）を掲示すること。

1枚：20～39台、2枚：40～59台、以後20台増えるごとに1枚

3 字の大きさ・色

(1) 利用者から認識される程度の大きさとすること。（1文字 5cm×5cm）

(2) 目立つ色で掲示すること（白地に黒文字、黄色地に黒文字等）。

4 掲示内容

掲示する内容については、次の2つの事項を入れること。

(1) 埼玉県条例でアイドリングストップが義務付けられていること。

(2) 当該自動車駐車場において、アイドリングストップを実施すること。

なお、掲示場所の都合で大きさが制約される場合は、(1)及び(2)を分割して掲示することができるものとする。

記載例

埼玉県条例により
駐車中のアイドリングは
禁止されています。

駐車中はエンジンを止めてください。

アイドリング・ストップ!!!

埼玉県条例による**運転者の義務**です。

【看板のサイズ】

駐車場利用者が駐車時に認識できる程度の大きさで作成してください。

5 その他

(1) 看板で周知することが難しい場合には、常時、各利用者に対して個別に周知が図られるような手段を講じること。

ア 入場時に「駐車場内ではアイドリングをストップしてください」と自動的に放送する。

イ 駐車券等の表面にアイドリングストップについて表示する。

(2) 恒常的な掲示となりますので、必要な保守等を行うこと。

様式第1号（第17条関係）

石綿の除去工事に係る事前周知報告書

年 月 日

春日部市長

あて

報告者 住所

氏名

電話番号

法人にあつては、その事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

事前周知を実施しましたので、環境保全に関する指導要綱第17条の規定により、次のとおり報告します。

1 工事の名称及び場所
2 事前周知の実施時期 年 月 日から 年 月 日まで
3 事前周知の実施方法 (実施したものすべてに○印を付すこと、説明会の場合は、その会場の名称・所在地を記入) 説明会（会場名： 所在地) 個別訪問 ・ チラシ配布 ・ 回覧板 ・ その他 ()
4 事前周知の対象者の範囲及び人数 対象者の範囲（近接自治会、敷地境界から○m以内等） () 人数 人（戸） (説明会は参加者数・戸別訪問等は戸数（含む事業者数）)
5 事前周知の内容（配布資料がある場合は添付してください）

※添付資料 対象者向けの資料を添付

様式第2号（第18条関係）

テレビ電波障害防止対策計画書

年 月 日

春日部市長

あて

氏名又は名称及び住所
 建築主 並びに法人にあつては
 その代表者の氏名
 電 話 番 号 ()

春日部市環境保全に関する指導要綱第18条第1項の規定に基づき、次のとおり提出します。

建 造 物 等 の 概 要	建物名称					
	位 置	春日部市				
	階 数	地上	階	最高の高さ	m	
電波障害 発生時の対応先	建設期間中	住 所				
		名 称				
		電話番号		担当者		
	建設後	住 所				
		名 称				
		電話番号		担当者		
工 事	着工予定	年 月 日	竣工予定	年 月 日		
電 波 障 害 予 測 調 査	会社名		住 所			
電波障害防止 対 策 計 画	対策の方法					
	対策期間					
建設期間中の 障害防止策						

備 考 : 添付図面（案内図・立面図・平面図・電波受信障害予測地域図）

※電波障害が生じる恐れのある関係者と十分協議すること。